

平成28年5月1日改正

# 旅客運賃の計算方及び適用方法

弘南鉄道株式会社

## 旅客運賃の計算方法及び適用方法

### 第1 旅客運賃の種類

1. 旅客運賃の種類は、次のとおりとする。

- (1). 普通旅客運賃
- (2). 定期旅客運賃
  - ① 通勤定期旅客運賃
  - ② 通学定期旅客運賃
  - ③ 通学学期定期旅客運賃
- (3). 回数旅客運賃
- (4). 団体旅客運賃
- (5). 貸切旅客運賃
- (6). 特殊割引旅客運賃

※小児旅客運賃は、普通旅客運賃・定期旅客運賃及び回数旅客運賃についても設ける。

### 第2 旅客運賃の適用方法

1. 乗車券の種類

- (1). 普通乗車券
- (2). 定期乗車券
  - ① 通勤定期乗車券 (1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月・12ヵ月)
  - ② 通学定期乗車券 (1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月・12ヵ月)
  - ③ 通学学期定期乗車券 (1学期・2学期・3学期)
- (3). 回数乗車券
- (4). 団体乗車券
- (5). 貸切乗車券
- (6). 特殊割引乗車券

※小児乗車券は、普通乗車券・定期乗車券及び回数乗車券についても設ける。

## 2. 旅客の年齢

### (1). 大人、小児、幼児および乳児の別

- ① 大人 12才以上の者
- ② 小児 6才以上12才未満の者
- ③ 幼児 1才以上 6才未満の者
- ④ 乳児 1才未満の者

### (2). 大人を小児とみなして取り扱う場合

- ① 乗車券の通用期間中に、その使用旅客の年齢が12才に達した場合でも、その期間中は小児とみなして取り扱う。
- ② 小学生児童によって構成された団体旅客中に、12才以上の児童がある場合は、その児童を小児とみなして取り扱う。

### (3). 幼児を小児とみなして取り扱う場合

- ① 幼児が単独で旅行するとき。
- ② 幼児が乗車券を所持する6才以上の旅客（団体旅客を除く）に、2人を超えて随伴されて旅行するとき、2人を超えた者だけを小児とみなす。
- ③ 幼児が団体旅客として旅行するとき、又は団体旅客に随伴されて旅行するとき。

## 3. 発売条件

### (1). 普通乗車券の発売条件

旅客が旅客車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、片道乗車券・往復乗車券を発売する。

- ① 片道乗車券  
普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車する場合に発売する。
- ② 往復乗車券  
往路又は復路とも片道乗車券を発売できる区間・経路を同じくして、往路1回乗車する場合に発売する。

### (2). 定期乗車券の発売条件

- ① 通勤定期乗車券  
一定区間及び経路を同じくして乗車する旅客が、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合に発売する。
- ② 通学定期乗車券  
指定学校の学生・生徒・児童又は幼児が、一定区間及び経路を同じくして乗車する場合で、指定学校が発行した証明書及び定期乗車券購入申込書を提出したとき、通学経路に限らず、希望される区間・経路について発売する。

(注) 指定学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定による小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園。

※ 前号以外の学校で、社の指定したもの

※ 但し12ヶ月定期乗車券については、特殊割引の適用はしない。

(3). 回数乗車券の発売条件

区間及び経路を同じくして乗車する旅客に対して当該区間に有効な回数乗車券を発売する。

(4). 団体乗車券の発売条件

一団となった旅客の全員が等級・利用施設・発着駅及び経路を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であって、鉄道が団体として運送の引き受けをしたものに対しては、団体乗車券を発売する。

① 学生団体

次に該当する学校等の学生等が15人以上とその付添人、当該学校等の教職員（嘱託している医師及び看護婦を含む。以下同じ。）又はこれと同行する旅行あつ旋人とによって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。但しへき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合はその人員が15人未満のときであってもこの取扱いをする。

イ. 指定学校の学生、生徒、児童または幼児

ロ. 児童福祉法第39条に規定する保育所の児童

ハ. 社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づき開設した勤労青年学校で都道府県教育委員会が証明した生徒

ニ. 青年学級振興法（昭和28年法律第211号）第2条に規定する青年学級のうち、文部科学省の指示により都道府県教育委員会が証明した学級生

② 普通団体

前号以外の旅客によって構成された15人以上の団体で、責任ある代表者が引率するもの。

(5). 貸切乗車券の発売条件

旅客があらかじめ輸送計画に必要な事項を申し出て、会社の承認を受けたときは、貸切の取扱いをし貸切乗車券を発売する。

(6). 特殊割引乗車券の発売条件

(被救護者割引)

① 被救護者本人

学校・救護施設指定取扱い規定第21条に規定する施設に保護され、又は救護される者が旅行する場合で所定の割引証を差し出したときに発売する。

② 被救護者の付添人

被救護者が、老幼・虚弱、もしくは身体に障害があるため、又逃亡のおそれがあるため救護者に付添人をつける場合はその付添人に対して発売する。

(身体障害者割引)

① 身体障害者本人

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（内部障害者を含む）が単独で乗車する場合で、身体障害者手帳を提示したときに発売する。

② 介護者

身体障害者（内部障害者を含む）がその介護者と区間及び経路を同じくして乗車する場合で、身体障害者手帳を提示したときは、その介護者に対して発売する。

(知的障害者割引)

① 知的障害者本人

療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている者が単独で乗車する場合で、療育手帳を提示したときに発売する。

② 介護者

知的障害者がその介護者と区間及び経路を同じくして乗車する場合で、療育手帳を提示したときは、その介護者に対して発売する。

(精神障害者割引)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（平成7年法律第94号）第45条の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その手帳を提示したときに、及びその介護人が介護のために乗車するときに発売する。

4. 通用期間

(1). 普通乗車券の通用期間

- ① 片道乗車券は、通用期間を指定した場合のほか、発売当日限りとする。
- ② 往復乗車券は、通用期間を指定した場合のほか、発売当日を含め2日とする。
- ③ 通用期間の起算日と初日の時間  
通用期間の初日は、時間の長短にかかわらず、1日として計算し、かつ通用期間を指定して発売したものを除き、乗車券を発売した当日から起算する。

(2). 定期乗車券の通用期間

定期乗車券の通用期間は、券面表示期間のとおりとする。

(3). 回数乗車券の通用期間

回数乗車券の通用期間は、発売当日から2ヶ月とする。

- (4). 団体乗車券の通用期間  
その都度定める。
- (5). 貸切乗車券の通用期間  
その都度定める。
- (6). 特殊割引乗車券の通用期間  
その都度定める。

#### 5. 途中下車

- (1). 普通乗車券の途中下車  
普通乗車券使用の旅客は、途中下車することができない。
- (2). 定期乗車券の途中下車  
定期乗車券使用の旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間内の着駅以外の駅に下車して出場した後、再び列車に乗り継いで旅行することができる。
- (3). 回数乗車券の途中下車  
回数乗車券使用の旅客は、途中下車することができない。
- (4). 団体乗車券の途中下車  
その都度定める。
- (5). 貸切乗車券の途中下車  
その都度定める。

### 第3. 旅客運賃の計算方法

#### 1. キロ程の計算方（キロ程の端数計算）

- (1). 旅客運賃を計算する場合のキロ程は、発着区間の営業キロ程による。
- (2). 1キロメートル未満の端数は、これを1キロメートルに切り上げる。

#### 2. 運賃の端数計算

運賃計算上10円未満の端数が生じたときは、これを10円単位に切り上げる。  
(以下、この計算方法を「端数計算」という。)

### 3. 普通旅客運賃

(対キロ区間制)

2 扣メートルまで	2 1 0 円
2 扣メートルを超え、3 扣メートルまで	2 7 0 円
3 扣メートルを超え、4 扣メートルまで	3 0 0 円
4 扣メートルを超え、7 扣メートルまでの部分	
1 扣メートルまでを増す毎に	2 0 円加算
7 扣メートルを超え、1 7 扣メートルまでの部分	
1 扣メートルまでを増す毎に	1 0 円加算

#### (1). 小児の運賃計算方

小児の普通旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃を折半し、これを端数計算した額とする。

#### (2). 幼児および乳児の計算方

幼児及び乳児の普通旅客運賃は、これを小児とみなして取り扱う場合を除き無賃とする。

#### (3). 往復普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を 2 倍した額とする。

### 4. 定期旅客運賃

#### (1). 1 ヶ月定期旅客運賃

キロ程	通勤定期運賃	通学定期運賃
1~2	8,390	4,940
3	10,910	6,420
4	12,180	7,160
5	13,010	7,650
6	13,850	8,150
7	14,690	8,640
8	15,110	8,890
9	15,530	9,130
10	15,950	9,380
11	16,370	9,630
12	16,790	9,870
13	17,210	10,120
14	17,630	10,370
15	18,050	10,610
16	18,470	10,860
17	18,880	11,100

- (2). 3ヶ月定期旅客運賃  
1ヶ月定期旅客運賃を3倍し、これを5%割引して端数計算した額とする。
- (3). 6ヶ月定期旅客運賃  
1ヶ月定期旅客運賃を6倍し、これを10%割引して端数計算した額とする。
- (4). 12ヶ月定期旅客運賃  
(通勤定期)  
1ヶ月定期旅客運賃を12倍し、これを20%割引して端数計算した額とする。  
(通学定期)  
1ヶ月定期旅客運賃を12倍し、これを25%割引して端数計算した額とする。
- (5). 通学学期定期旅客運賃（1学期・2学期・3学期）
  - ① 1学期（104日）・2学期（119日）  
1ヶ月通学定期旅客運賃を30で除し、学期日数を乗じたものをさらに5%割引して、端数計算した額とする。
  - ② 3学期（77日）  
1ヶ月通学定期旅客運賃を30で除し、学期日数を乗じたものをさらに3%割引して、端数計算した額とする。
- (6). 小児定期旅客運賃  
大人定期旅客運賃を折半し、端数計算した額とする。

## 5. 回数旅客運賃

- (1). 普通回数旅客運賃  
12券綴りとし、発着区間の大人普通旅客運賃を10倍した額とする。  
小児回数旅客運賃は、大人普通旅客運賃を折半し、端数計算した額とする。

## 6. 団体旅客運賃

- (1). 運賃計算方
  - ① 大人の場合  
全行程に対する1人当たり大人普通旅客運賃から(2)の割引率による割引額を控除した額を端数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
  - ② 小児の場合  
全行程に対する1人当たり小児普通旅客運賃から(2)の割引率による割引額を控除した額を端数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
  - ③ 大人、小児混乗の場合  
大人、小児各別に前各号の規定によって算出したものとする。



(2)運賃割引率

人 員	普通団体	学生団体
15人以上 99人まで	10%	20%
100人以上 299人まで	20%	30%
300人以上	30%	40%

7. 貸切旅客運賃

(1). 運賃計算方

旅客車両の旅客運賃収受定員に、発着区間の普通旅客運賃を乗じた額とする。

(2). 貸切旅客運賃の最低額

旅客車両の旅客運賃収受定員に、乗車キ口（2扣）に相当する普通旅客運賃を乗じた額とする。

(3). 定員超過の場合の取扱方

実際乗車人員がその旅客運賃収受定員を超過するときは、実際乗車人員に相当する普通旅客運賃を収受する。

8. 特殊割引旅客運賃計算方

(1), 特殊割引旅客運賃は、所定の普通旅客運賃又は所定の定期旅客運賃、所定の回数旅客運賃から次の割引率により計算された割引率を控除した額を端数計算した額とする。

(割引率)

被救護者割引（付添人割引を含む）	50%
身体障害者割引（介護付、単独用、介護者割引を含む）	50%
知的障害者割引（介護付、単独用、介護者割引を含む）	50%
精神障害者割引（介護付、単独用、介護者割引を含む）	50%

(注) 小児定期旅客運賃は割引の対象としないので除く。

(2), 最低運賃

割引の有無にかかわらず大人210円・小児110円とする。